

政令第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年五月二十六日とする。

理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。